漁船海難月報 令和3年11月号 号外

第七管区海上保安本部
交通部安全対策課 発行

ライフジャケット着用強化キャンペーン実施中！
令和４年２月１日から、船長に対し違反点数が付与されます。

第七管区海上保安本部では、令和3年12月1日から令和4年1月31日までの間、ライフジャケット着用強化キャンペーンを実施しています。平成30年2月1日に船舶職員及び小型船舶操縦者法が改正され、小型漁船を含む全ての小型船舶操縦士の免許が必要な船舶の船長は乗船者にライフジャケットを着用させることが原則義務化されています。（ただし、適用除外等の対象には様々な要件があるので、詳しくは下記のウエブサイトをご覧ください。）

～ ライフジャケット着用義務がある者 ～

水上オートバイに乗船する者

満12歳未満の子供

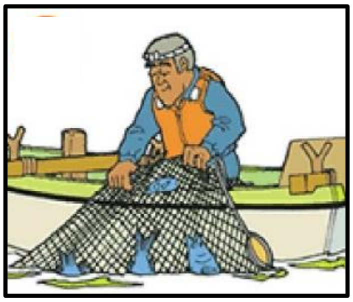

単独乗船の漁船で漁労作業をする者

暴露甲板に乗船している者

上記、着用義務に違反した船長は、令和4年2月1日から違反点数2点（他人を死傷させた場合は5点）が付与されます。

また、累積点数が行政処分基準に達すると、累積点数に応じて最大で6ヶ月の業務停止処分を受けることとなります。

行政処分基準		過去１年以内の違反累積点数			
		３点	４点	５点	６点
過去３年以内の処分前歴※	無	（処分の対象外）		業務停止１月	業務停止２月
	有	業務停止３月	業務停止４月	業務停止５月	業務停止６月

※処分前歴とは、遵守事項違反等による処分又は海難審判所の裁決による操縦免許に係る処分の前歴をいいます。

ライフジャケット着用で**生存率が上がります**！ **安全基準に適合したライフジャケット**を着用！

船舶からの海中転落者の生存率・死亡率
（令和2年 海難の現況と対策より引用）

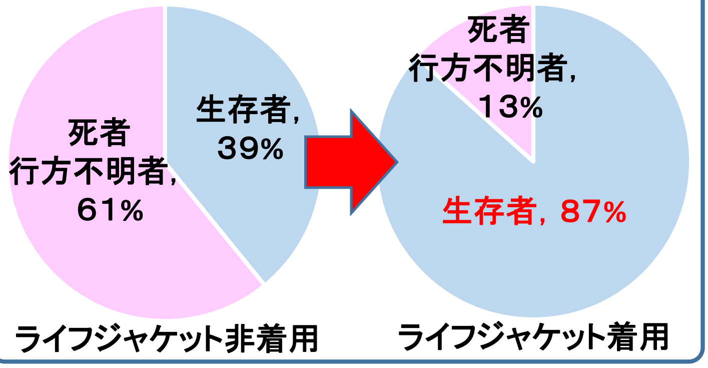

国土交通省が試験を行って安全基準への適合を確認した型式承認品ライフジャケットには桜マーク（合格の印）があります。小型船舶の乗船者は、桜マーク付きのライフジャケットを着用しましょう！

桜マーク（型式承認試験及び検定への合格の印）

ライフジャケットを正しく着用することはあなたの命を守ります！
小型船舶乗船の際は、船長と乗船者のライフジャケット着用を徹底しましょう！
◆ライフジャケットの着用範囲等については、国土交通省のウェブサイトをご覧ください。
URL http://www.mlit.go.jp/maritime/maritime_fr6_000018.html

二次元コード